

東日本高速道路株式会社
令和 5・6 年度
競争参加資格審査（定期受付）のご案内
【調査等】

令和 4 年 10 月 3 日

東日本高速道路株式会社

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次

第1編 令和5・6年度競争参加資格審査について	2
1. 競争参加資格審査について	2
2. 令和5・6年度競争参加資格について	2
3. 令和5・6年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール	2
第2編 定期受付と随時受付	3
1. 定期受付とは	3
2. 定期受付に関する留意事項	3
3. 随時受付とは	3
第3編 インターネット一元受付について	4
1. インターネット一元受付とは	4
2. インターネット一元受付の留意事項	4
第4編 電子メール受付について	5
1. 定期受付期間における電子メール受付とは	5
2. 申請の受付期間等	5
3. 電子メール受付の留意事項	5
4. 申請書作成にあたって	5
5. 申請に必要な書類と注意点	7
(1) 合併等により設立された会社の申請方法	7
(2) その他の申請方法	12
6. 申請書記載の内容に変更が生じた場合について	12

第1編 令和5・6年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について

- ◆ 当社の事業は公共性の高い事業であることから、入札・契約の手続については公平性・透明性の確保が必要です。
- ◆ 当社が発注する調査等はその内容が多岐に渡っており、業務等の規模・内容に応じて、多数の設計業者等の中から確実な履行能力を有する競争参加者を公正かつ効率的に選定するため、競争参加資格審査を行っています。
- ◆ 当社の競争参加資格審査の詳細は、ホームページ（<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>）にて公表している令和5・6年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領（以下、『要領』といいます。）をご確認ください。

2. 令和5・6年度競争参加資格について

- ◆ 令和5・6年度において、当社が発注する調査等の入札手続に参加を希望される方は、あらかじめ『令和5・6年度競争参加資格審査』の申請を行い、認定を受けている必要があります。
- ◆ 認定された資格の取下げは、申請者の自由です。ただし、当該取消の日から令和7年3月31日までの間、当該者の同工種における再度の審査及び認定は行いませんので、ご注意ください。
※合併や分割等の手続きを伴う場合は、この限りではありません。
- ◆ 認定通知書の発行及び通知は行っておりませんので、競争参加資格の登録状況・業者コードには、当社ホームページ『有資格者情報検索システム（https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/search_service）』よりご確認ください。

3. 令和5・6年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

- ◆ 『令和5・6年度競争参加資格審査』は、令和5年4月3日に認定を行う『定期受付』と令和5年5月1日以降に毎月1回認定を行う『随時受付』を実施します。

第2編 定期受付と随時受付

1. 定期受付とは

- ◆ 定期受付とは、該当する競争参加資格の開始日（令和5・6年度においては、令和5年4月3日（月））に認定するために、一定の期間を設け、その期間中に申請を受け付けることをいいます。

2. 定期受付に関する留意事項

- ◆ 定期受付の申請方法は、原則「インターネット一元受付」のみとなっています。
- ◆ ただし、次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、「電子メール方式」での申請となります。
 - 1) 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。
 - ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
 - ② 親会社がその事業の全部又は一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該事業を譲渡した会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - ④ 既存の会社が他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を承継した会社
 - ⑤ 事業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を承継した会社
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。

3. 随時受付とは

- ◆ 随時受付とは、定期受付期間終了後（令和5年2月1日予定）に受付を開始し、令和5年5月から原則毎月1回、認定手続きを実施することをいいます。

受付方法	受付期間等
電子メール方式	<p><受付期間> 令和5年2月1日（水）～令和6年12月15日（日）</p> <p><申請先メールアドレス> shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp</p> <p>※ 原則として、毎月15日までに受領した申請について、翌月第一営業日に認定します。 ※ 申請書及び申請のご案内につきましては、令和5年1月下旬にNEXCO東日本HPでお知らせします。</p>

第3編 インターネット一元受付について

1. インターネット一元受付とは

- ◆ 申請者の負担軽減等のため、国土交通省の主催するインターネット一元受付に参加している各機関（計23機関）に対して、原則として一つのデータで全ての機関に対する申請を行える方法です。
- ◆ 国土交通省をはじめとする公共工事発注機関のうち、申請を希望される機関が複数ある場合でも、インターネット画面上で共通の競争参加資格審査申請書を作成し、1回の手続きで申請が可能です。

受付期間等※ ¹
<パスワード発行申請受付期間> 令和4年11月1日（火）～令和4年12月28日（水）
<添付書類等の郵送期間> ※² 令和4年11月1日（火）～令和4年12月28日（水）
<申請書データ作成期間> 令和4年11月1日（火）～令和5年1月13日（金）
<申請用データ受付期間> 令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）
※ ¹ 上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（木）～1月3日（火））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しますので、ご注意ください。
※ ² 添付書類を送付しなければパスワードは発行されません。また、パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。 令和4年12月28日（水）17:00までに、必ずパスワードの申し込み及び添付書類等の郵送を終えてください（当日消印有効）。

2. インターネット一元受付の留意事項

- ◆ インターネット一元受付に関する概要、申請書の作成方法、申請に必要な書類、その他については、本書のほか、下記ホームページでご確認ください。

インターネット一元受付に関するホームページ ※令和4年11月1日（火）開設予定

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

- ◆ インターネット一元受付に関するお問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

インターネット一元受付ヘルプデスク

TEL : 022-397-9558 FAX : 022-397-9568

ヘルプデスク設置期間 : 令和4年11月1日（火）～令和5年1月13日（金）

ヘルプデスク受付時間 : 平日 9:00～17:00

（ただし、土日・祝日及び年末年始（12月29日（木）～1月3日（火））を除く。）

※パスワード発行のために必要な添付書類等は、以下の宛先に書留郵便にて郵送してください。

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-7-17 SS.仙台ビル 2階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

【電子入札システムへの登録のお願い】

東日本高速道路株式会社の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。当社の電子入札システムの利用にあたっては、事前に「利用者登録」の手続きが必要となりますので、「利用者登録」が未了の方は、令和5・6年度競争参加資格審査の申請と併せて、当社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いします。

<電子入札システムについてはこちらをご参照ください>

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>

第4編 電子メール受付について

1. 定期受付期間における電子メール受付とは

- ◆ 定期受付期間中に、インターネット一元受付に対応していない申請をする場合、当社が指定する様式で申請書を作成し、必要書類を添付し電子メールにて申請することをいいます。

2. 申請の受付期間等

受付期間
令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)
申請書の送付先およびお問合せ先
東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課(資格審査担当)
◆ E-mail : shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp (お急ぎでない場合は、E-mail でお問い合わせください。)
◆ TEL : 03-3506-0214 (直通) (受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

3. 電子メール受付の留意事項

- ◆ 電子メールで申請をされる方は、認定期間内、必ず申請書類一式の写しを保管しておいてください。
- ◆ 電子メールでの申請が困難な場合については、下記「お問い合わせ先」までご相談ください。
- ◆ 添付書類のデータサイズが15MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。
15MBを超過する場合は添付書類を複数メールに分けて提出してください。

4. 申請書作成にあたって

- ◆ 申請の際には、当社専用の様式を使用してください。※申請書への押印は不要です。

【申請書類の入手方法】

NEXCO 東日本のホームページから申請書類をダウンロードしてください。

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/r5r61.html>

- ◆ 申請書の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の事業年度終了日(ただし、「営業所一覧表」については申請日現在)とします。
- ◆ 行政書士等が申請者に代わって申請する場合は、必ず委任状を添付のうえ、申請してください。
- ◆ 株式会社等、法人の種類は下記の略号を使用してください。

略号	種類	略号	種類	略号	種類
(株)	株式会社	(名)	合名会社	(企)	企業組合
(有)	有限会社	(同)	協同組合	(合)	合同会社
(資)	合資会社	(業)	協業組合	(責)	有限責任事業組合
(一財)	一般財団法人	(一社)	一般社団法人	(公財)	公益財団法人
(公社)	公益社団法人	(特財)	特例財団法人	(特社)	特例社団法人

- ◆ 下記の業種区分(業務内容)について、資格登録を申請する場合には、下記の登録証明書を提出してください。

申請を希望する業種区分	必要な登録証明書
測量	測量業者登録証明書(申請書提出時から6ヶ月以内のもの)
建築設計	建築士事務所登録証明書(申請書提出時から3ヶ月以内のもの)

- ◆ 国土交通大臣に提出した『測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し』（当社申請時以前のうち最新）を提出していただければ、「様式 3-5（営業所一覧表）」、登記事項証明書の写し、測量業者登録証明書の写し、及び財務諸表類の写しの提出を省略できます。
- ◆ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録をうけている方は、各登録規程に定められている『現況報告書の副本の写し』を提出していただければ、建築士事務所登録証明書及び財務諸表類の提出を省略できます。
- ◆ 財務諸表類は、申請日直前の事業年度分の財務諸表（1 年分）を提出してください。

申請者種別	提出書類
法人	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類又は株主資本等変動計算書
個人	貸借対照表、損益計算書

- ◆ 納税証明書の写しは、申請をする日の **3 ヶ月以内の日付のもの** でなければなりません。また、未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください。

申請者種別	提出書類
法人	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3）
個人	「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 2）

5. 申請に必要な書類と注意点

(1) 合併等により設立された会社の申請方法

◆ 合併、事業譲渡及び会社分割（以下「合併等」という）により新たに設立された会社の種類申請に必要な書類

1) 合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下『合併新設会社』という）または、合併によりその一方が存続した場合における存続会社（以下『合併存続会社』という）

2) 事業譲渡

① 親会社が、その事業（建設業。以下「事業」という）の全部または一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における子会社

② 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という）

③ 既存の会社がほかの会社から事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

3) 会社分割

事業（建設業）の全部または一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

◆ 申請に必要な書類

1) 合併の場合

- ① 競争参加資格承継申請書【様式 5】
- ② 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】
- ③ 営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し
- ④ 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 合併契約書の写し
- ⑦ 財務諸表類
- ⑧ 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

2) 事業譲渡の場合

- ① 競争参加資格承継申請書【様式 5】
- ② 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】
- ③ 営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し
- ④ 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 事業譲渡契約書の写し
- ⑦ 財務諸表類
- ⑧ 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

3) 会社分割の場合

- ① 競争参加資格承継申請書【様式 5】
 - ② 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】
 - ③ 営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し
 - ④ 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
 - ⑤ 納税証明書の写し
 - ⑥ 会社分割契約書の写し
 - ⑦ 財務諸表類
 - ⑧ 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】
- ※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

◆ 様式 3-1 の記載に関する補足

様式3-1（令和5・6年度 東日本高速道路株式会社申請用）

01 区分	1: 新規	2: 更新	3: 業種追加	02 業者コード	
	4: 資格追加	5: 合併等			

競争参加資格審査申請書（調査等）

令和 5・6 年度において、貴社で行われる調査等の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。
 なお、以下のとおり宣誓するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
 ・令和5・6年度工事等の競争参加資格に関する要領（以下、「要領」という。）第7条に定める欠格要件に該当しないこと。

令和 年 月 日
東日本高速道路株式会社 殿

03 本社(店)郵便番号 - 04 法人番号

フリガナ

05 本社(店)住所

フリガナ

06 商号又は名称

07 役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

08 担当者氏名

09 本社(店)電話番号

10 担当者電話番号

(内線番号)

11 本社(店)FAX番号 12 電子入札用ICカードの登録番号

13 メールアドレス

(14 代理申請時使用欄)
 14 申請代理人 申請代理人郵便番号
 申請代理人住所 申請代理人電話番号
 申請代理人氏名

15 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	号	年 月 日	建築士事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日
地質調査業者	号	年 月 日	補償コンサルタント	号	年 月 日	不動産鑑定業者	号	年 月 日
土地家屋調査士	号	年 月 日		号	年 月 日	計量証明事業者	号	年 月 日

項目	記載内容
01 区分	<p>下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）してください。</p> <p>1:新規 ⇒ 当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合</p> <p>2:更新 ⇒ 過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合</p> <p>3:工種追加 ⇒ 登録業種を追加したい場合</p> <p>4:資格追加 ⇒ 工事では登録済で、調査等についても登録を希望する場合</p> <p>5:合併等 ⇒ 合併等により新たに申請を行う場合</p>
02 業者コード	<p>・当社ホームページの有資格者情報検索システムにて 10 桁の番号を確認し、記載してください。</p> <p>・業者コードがわからない場合は、お問い合わせください。</p> <p>※01 で『新規』『合併等』を選択した方は、記載不要です。</p>

03	本社（店） 郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。	
04	法人番号	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（令和 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13 桁）を記入してください。	
05	本社（店） 住所	<ul style="list-style-type: none"> ・本社（店）所在地の住所を記載してください。なお、ビル名や階数の記載は不要です。 ・フリガナの欄は、カタカナで記載してください。 ・都道府県名については、フリガナは記載しないでください。 ・丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載してください。 	
06	商号又は名称	商号又は名称を記載してください。	
07	役職	代表者の役職を記載してください。	
	代表者氏名	氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。	
08	担当者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を必ず記入してください。 ・氏名（フリガナ含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。 	
09	本社（店） 電話番号	本社（店）電話番号を、記載してください。	
10	担当者 電話番号	申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）の電話番号を記載してください。	
11	本社（店） FAX 番号	本社（店）FAX 番号を、記載してください。	
13	メールアドレス	契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。	
14	申請代理人	行政書士等が申請者に代わり代理で申請する場合に記載してください。	
15	登録を受けて いる事業	次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。	
		測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）55 条による登録を受けている場合
		建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合
		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合
		地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合
		補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合
		不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合
		土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）
		計量証明事業者	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合

◆ 様式 3-2 の記載に関する補足

様式3-2 [令和5・6年度 東日本高速道路株式会社申請用]

業者コード 商号又は名称

16 調査等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤申請希望
	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)		
測量						
地質・土質調査						
環境関連調査						
道路設計						
橋梁設計						
トンネル設計						
その他土木設計						
建築設計						
施設設備設計						
土木施工管理						
補償関連業務						
図面・図書作成						
経済調査						
希望しない調査等の実績高						
合 計						希望業種 数:0

1 調査等実績高については、消費税を含まない金額を記載すること。
 2 【申請区分が「業種追加」以外の場合】申請を希望する業種について、最右部(「⑤申請希望」欄)に「○」を記入してください。
 【申請区分が「業種追加」の場合】最右部(「⑤申請希望」欄)に、既認定業種には「○」を、今回追加を希望する業種には「△」を記入してください。

項目	記載内容
16 調査等実績高	<ul style="list-style-type: none"> 「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載してください。 測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。
調査等実績高 ②直前2年度 分決算	<ul style="list-style-type: none"> 直前1年度分決算の前の1年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。 決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。 ※千円未満は四捨五入してください。 ・合計欄（最下段）は添付していただく財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。
調査等実績高 ③直前1年度 分決算	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において確定した決算を含む過去1年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。 決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。 ※千円未満は四捨五入してください。 ・合計欄（最下段）は添付していただく財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。
調査等実績高	<ul style="list-style-type: none"> ②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を右詰めで記入してください。（両決算の合計を2で除して得た数値を記入）

④直前2か年間の年間平均実績高	※合計欄には縦の金額の合計を記入してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。 ※千円未満は四捨五入してください。
調査等実績高 ⑤申請希望	・申請を希望する業種区分に「○」を記入してください。 ・当該列「合計欄」には、申請を希望する業種の数（「○」印を付した数）が反映されていることをご確認ください。

◆ 様式 3-3 の記載に関する補足

様式3-3 (令和5・6年度 東日本高速道路株式会社申請用)

業者コード _____ 商号又は名称 _____

17 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門

建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務				計量証明事業												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
河川・湖沼・港湾及び	空港及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	基礎及び	構築物及び	トンネル	建設工事の調査及び工事	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償・	事業損失	補償関連	総合補償	濃度測定(大気)	濃度測定(水・土壌)	音圧レベル	振動加速度	特定濃度
18 区分 直前決算時(千円)																	22 外資状況				23 営業年数等												
自己資本額 ① (うち外国資本) 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権 ④ 計(P)																	1 外国籍会社 [国名: _____] 2 日本国籍会社 [国名: _____] (外資比率: _____ %) 3 日本国籍会社 [国名: _____] (外資比率: 100%) 3 日本国籍会社 [国名: _____] (外資比率: _____ %)				① 創業年月日 _____ ② 休業期間又は転(廃)業の期間 _____ から _____ 日まで ③ 現組織への変更 _____ 年 月 日 ④ 営業年数 _____ 年												
19 損益計算書 税引前当期利益(千円)(S)																	24 常勤職員の数(人)																
① 流動資産(千円)(m) ② 流動負債(千円)(n) ③ 固定資産(千円)(Q) ④ 総資本額(千円)(R)																	① 技術職員 ② 事務職員 ③ その他の職員 ④ 計 ⑤ 役員等																
21 経営比率																																	
① 総資本純利益率 (S/R×100) _____ (%) ② 流動比率 (m/n×100) _____ (%) ③ 自己資本固定比率 (P/Q×100) _____ (%)																																	

項目	記載内容	
17	建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門	様式 3-1「15 登録を受けている事業」において、『建設コンサルタント』『補償コンサルタント』『計量証明事業』に記入がある場合には、該当する登録部門の数字部に「○」印を付してください。
22	外資状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。 ・「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
23	営業年数等	<ul style="list-style-type: none"> ・①②③は記入不要です。 ・「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載してください。

		<p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
24	常勤職員の数	<p>・審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している役職員のうち、専ら調査等業務に従事している職員の数の合計を右詰めで記載してください。</p> <p>・工事・調査等を営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントしてください。</p> <p>※自社の常勤役員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等はカウントしないでください。</p>

(2) その他の申請方法

上記以外の申請については、以下の宛先までお問い合わせください。

お問合せ先
<p>東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課（資格審査担当）</p> <p>◆ E-mail : shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp （お急ぎでない場合は、E-mail でお問い合わせください。）</p> <p>◆ TEL : 03-3506-0214（直通） （受付時間 平日 9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00）</p>

6. 申請書記載の内容に変更が生じた場合について

申請後、申請内容に変更が生じた場合には、後日お知らせする『令和 5・6 年度競争参加資格審査の変更届について』をご確認ください。